

# 活かしてナンボの会計

## 中堅中小企業の経営者保証

### ■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : [soumu@sdncpa.or.jp](mailto:soumu@sdncpa.or.jp))



### 1. 経営者保証に関するガイドライン

中堅中小企業の経営者による個人保証には、経営への規律付け(債権者によるガバナンス)や信用補完として、資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営者が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。このため、平成25年1月、中小企業庁と金融庁が共同で有識者との意見交換の場として「中小企業における個人保証等の在り方研究会」(以下「同研究会」とする。)を設置し、同年5月に、課題の解決策の方向性を具体化したものとして、中堅中小企業の経営者保証の課題に関する中堅中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自立的な準則として、「経営者保証に関するガイドライン」(以下「同ガイドライン」とする。)が策定・公表された。(「経営者保証に関するガイドライン研究会」筆者一部改)

中堅中小企業が資金調達を行う場合、法的には所有と経営の分離した株式会社であっても、経営者個人の連帯保証や、ケースによっては個人資産の担保提供を、金融機関の融資条件されることが通常であったため、会社が倒産した際には、個人資産まで失うというという弊害があった。この弊害は、わが国における新規創業が低迷している一つの原因と言われている。一方、金融機関サイドでは、新規創業企業のような実績もなく信用力に疑義のある先に融資を実行するためには、信用補完としての個人保証等は不可欠であり、一律に保証等がなくなればかえって融資が滞り、中堅中小企業の資金調達にも悪影響を及ぼすこととなる。

資金調達における個人保証について法律で一律に規定することは不可能であり、非公開企業は、多くの場合、金融機関より経営者の個人保証を要求されていた。同ガイドラインでは、経営者保証の要否について、資金調達を必要とする中堅中小企業及びその経営者の経営状況を提示しており、中堅中小企業も、同ガイドラインは法的な拘束力こそないものの、同ガイドラインで明示された経営状況に達すれば、金融機関との交渉により、大企業と同様に経営者の保証に依存しない資金調達がより容易に可能となった。

### 2. 経営者の連帯保証を要求されない会社をめざす

中小企業庁により公表された政府系金融機関の同ガイドライン活用実績では、平成26年2月から平成29年3月までの累積で、保証契約を解除した件数は12,095件、同金額では11,630億円。新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合は、件数では25%、同金額では35%となっている。また、金融庁により公表された民間金融機関の同ガイドライン活用実績では、平成28年度において、保証金額を減額した件数は16,361件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合は13.5%となっている。経営者保証に依存しない融資は着実に増加しており、金融機関の融資姿勢に変化がみられる。

同ガイドラインで求められる債務者及び保証人の経営状況は、以下のとおりである。

- ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ② 財務基盤の強化
- ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による透明性確保

経営者がガバナンスを強化し、有効な内部統制を整備し運用することで要求される条件は満たされる。金融機関は、回収可能性を重要視しているため、主たる債務者である会社のみ資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るよう、将来を見通した上で事業計画を策定し開示することが、肝要である。

経営者としては、個人の保証債務は相続の対象であり、孫子の代までその負担が及ぶ可能性があることを念頭において経営を行う必要があり、経営者の連帯保証を要求されない会社をめざすべきである。